

議案第 45 号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会会長の項中「20,000 円」を「30,000 円」に改め、同表農業委員会会長職務代理者の項中「15,000 円」を「25,000 円」に改め、同表農業委員会委員の項及び農地利用最適化推進委員の項中「10,000 円」を「20,000 円」に改め、同表中

「

その他市の執行機関の附属機関の委員及び その他の委員等	年額 80,000 円又は日 額 6,000 円を超えな い範囲において市長 が別に定める額
--------------------------------	---

を

」

「

教育支援委員会委員	専門医師	日額 15,000 円
	専門医師以外の者	日額 6,000 円
その他市の執行機関の附属機関の委員及び その他の委員等	年額 80,000 円又は日 額 6,000 円を超えない 範囲において市長が	

に改める。

	別に定める額
--	--------

」

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。